

八尾市事務分掌条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を設ける。</p> <p><u>いじめから子どもを守る課</u></p> <p>(1) <u>いじめへの対応及び防止に関すること。</u></p> <p>危機管理課 略</p> <p>政策企画部～健康福祉部 略</p> <p>子ども若者部</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>魅力創造部～建築部 略</p> <p>第2条・第3条 略</p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を設ける。</p> <p>危機管理課 略</p> <p>政策企画部～健康福祉部 略</p> <p>子ども若者部</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>いじめへの対応及び防止に関すること。</u></p> <p>魅力創造部～建築部 略</p> <p>第2条・第3条 略</p>